平成２２年（フ）第３０５号
三重県尾鷲市南陽町10番44号
破産者　新宅　俊文
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３号
三重県鈴鹿市東旭が丘４丁目９番33号　エスポアハイム102号、開始決定時の住所三重県鈴鹿市五祝町486番地の１
破産者　益川　久子
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３０号
兵庫県美方郡香美町小代区新屋718番地、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市小田町1061番地の６　メゾン松宮105
破産者　奥林　正三
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３４号
兵庫県姫路市東夢前台３丁目55番地
破産者　有限会社花岡組
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１８４９号
福岡市博多区博多駅前４丁目35番８号
破産者　株式会社フィールインターナショナル
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８号
長崎県松浦市今福町東免2406番地
破産者　マツコン商事株式会社
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
北海道伊達市若生町187番地１
破産者　明真産業株式会社
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
福島県伊達市保原町字中村町41番地１
破産者　有限会社ケイユーカンパニー
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２３７号
東京都府中市白糸台３丁目50番地の14コーポ富士205
破産者　藤川　　潔
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１００７号
東京都西東京市南町１丁目10番３号
破産者　有限会社たけや
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１００８号
東京都西東京市芝久保町１丁目23番２―105号、開始決定時の住所東京都西東京市南町１丁目10番３号
破産者　二上　　徹
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２２８号
東京都福生市大字熊川95番地熊川住宅1054
破産者　茂木　邦章
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７４２号
神奈川県綾瀬市蓼川３丁目６番46号
破産者　有限会社三協製作所
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３１２号
横浜市磯子区原町６番15号
破産者　株式会社玉家
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４４号
神奈川県厚木市田村町10番２号
破産者　有限会社湘南コミュニティ
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４６５号
岐阜県羽島郡笠松町無動寺２番地２
破産者　株式会社くるま買取くん
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５８５号
静岡市駿河区東新田２丁目11番18号、商業登記簿上の本店所在地静岡市駿河区丸子５丁目７番５号
破産者　株式会社Ｓ．Ｄ．Ｋ
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１０号
愛知県岡崎市大門５丁目20番地５
破産者　株式会社昭和建設
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
島根県浜田市港町194番地15
破産者　中嶋　茂友
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２８６８号
福岡市早良区百道１丁目１番33―301号
破産者　田中　　努
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５７５号
札幌市北区あいの里２条８丁目３番45号、開始決定時の住所札幌市北区あいの里２条８丁目４番８号
破産者　塚原由美子
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部